

先進医療の新規届出技術について
(届出状況／4月受理分)

受理 番号	技術名	適応症等	先進医療の 内容	医薬品・ 医療機器情報	保険給付されない 費用※1※2 (「先進医療に係る費用」)	保険給付される 費用※2 (「保険外併用療養費 に係る保険者負担」)	保険外併用療養費分 に係る一部負担金	先進医療A又はB (事務局案)	受理日 ※3
029	炭素11標識メチオニンPET診断による放射線治療後の再発の検出	脳腫瘍(放射線治療後の再発の検出)	別紙1-1	別紙1-2	13万7千円 (患者負担額75,000円、 研究費負担額62,000 円)	4千円	2千円	先進医療B	H26.4.18
030	Ⅱ-ⅢA期非小細胞肺癌完全切除症例を対象とするNKT細胞を用いた免疫療法	非小細胞肺癌完全切除例で、病理病期Ⅱ-ⅢA期、シスプラチン+ビンoreルビンによる術後補助療法後	別紙2-1	別紙2-2	415万6千円 (ただし、全額研究費負担 のため、患者負担0円。非 投与群にわりつけられた症 例の費用は発生しない。)	40万2千円	17万3千円	先進医療B	H26.4.18
031	腹膜偽粘液腫の減量切除術に対する周術期腹腔内化学療法	腹膜偽粘液腫	別紙3-1	別紙3-2	29万3千円	188万6千円	81万3千円	先進医療B	H26.4.18

※1 医療機関は患者に自己負担を求めることができる。
 ※2 典型的な1症例に要する費用として申請医療機関が記載した額。
 ※3 原則として21日以降に受理した場合は翌月分として処理している。

【備考】

- 先進医療A
 1 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術(4に掲げるものを除く。)
 2 以下のような医療技術であって、当該検査薬等の使用による人体への影響が極めて小さいもの
 (1)未承認等の体外診断薬の使用又は体外診断薬の適応外使用を伴う医療技術
 (2)未承認等の検査薬の使用又は検査薬の適応外使用を伴う医療技術
- 先進医療B
 3 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴う医療技術(2に掲げるものを除く。)
 4 未承認等の医薬品若しくは医療機器の使用又は医薬品若しくは医療機器の適応外使用を伴わない医療技術であって、当該医療技術の安全性、有効性等に鑑み、その実施に係り、実施環境、技術の効果等について特に重点的な観察・評価を要するものと判断されるもの。